

西郷隆盛「西郷隆盛書簡」

慶応4（1868）年2月1日

外国人は国情の次第は委

いたさず ゆえ

細に承知不致候故、今迄の

ぞくり

おんあつかいぶり

おちいりそうら

俗吏同様の御扱振に陥候

わん

いただき

ぞんじたてまつり

半と不審を抱候義と奉存候付、

初の御場合、異人のおもはく

ところ

より上に出させられ候処、肝要

ぞんじたてまつり

の義と奉存候。第一御談判

あい

相成候義は速に御所置不相

たてず

かならずあなじり

立候ては、必悔を受候義に

あらせられ

御坐候間、早御断決被為在

ところ

なしくだされたく

候処、御尽力被成下度御願

申上候。以上。

二月朔日 西郷拝

大久保様

追て、右の趣はサトウの内話

おもてごおりもつこと

ごぎなくそうらえども

にて表通申事に無御坐候得共、御存

の通、英ミニストルは<sup>おお</sup>大にせき

立候<sup>きしつ</sup>生質故、長延候間、彼等

せきまくり候ては、又一難事と

サトウも心配の向にて、深切を<sup>はなし</sup>咄

候事に御坐候。(以下略)